

当報告の内容は、それぞれの著者の著作物です。

Copyrighted materials of the authors

「近世イスラーム国家と多元的社会」(平成 24 年度第 1 回研究会)

日時：平成 24 年 7 月 22 日 (日曜日) 午後 2 時より 6 時

場所：AA 研 304 室

報告者と内容

1. 阿部 尚史(AA 研共同研究員・日本学術振興会特別研究員)

「19 世紀イランの地方社会における農村所有者：アミールザカリヤー村紛争の事例から」

農村は、イラン史研究においても富の源泉として、所有や売買、ワクフ寄進の対象という観点からしばしば言及されている。その一方で、農村自体を対象とした歴史学的な研究はそれほど行われているとはいえない。そこで、本報告では、19 世紀におけるアゼルバイジャン地方のアミールザカリヤー村をとりあげ、農民と所有者の紛争事例を通して農民・所有者・地域社会の関係を考察した。

アミールザカリヤー村は、18 世紀後半にタブリーズ知事であったナジャフコリー・ハーンに購入されて以降、彼の子孫に受け継がれた。1853 年頃に、当時の所有者ファトフアリー・ハーン(ナジャフコリーの玄孫)が売却し、その後農民が賃借料支払いを停止したという(これが「農民による占拠」とされる)。そこで農民と所有者の主張を調停する裁判が開催されたが、そこで当事者として既に土地を売却したはずのファトフアリーが出廷していた。本報告では、当該村売買の真正性を確認し、裁判の外形的状況を説明した後、判決書に見られる証拠文書の内容を分析した。そして、ファトフアリーが当事者として出廷した背景、農民の主張と賃借料不払いの理由や、農村内の権力構造について考察した。

裁判に証拠として提示された文書類の分析から、ファトフアリーは、法律上は所有権を持たないのに、「所有者」として裁判に出廷したことが明らかになった。その背景として、地域社会の思い込みや要請があったことを指摘した。また、村を占拠し賃借料支払いを停止していた農民側も、実は一枚岩ではなく、小作農民らはファトフアリーを所有者として望んでいたのではないかと述べた。

つまり、ファトフアリーは、アミールザカリヤー村の所有者たることを地域社会および農民たちから要請され、それに応じて行動せざるを得なかったと言えそうである。裁判の半年後、彼が再び村の所有権を取得したことも傍証となるだろう。このように、19 世紀イランでは、「農村所有者」といっても、実際には所有権を自由に行使することは難しく、周囲との関係の中で行為が制約されていたと推察されるのである。

質疑においては、19 世紀イランの裁判において、文書が証拠能力としてどのように機能したのか、また周辺農村の住民との関係性においてこの事件を理解できるのではないかと、という指摘や、本件で見られた裁判は、一般的な裁判とは異なり、そもそも作作的なのではないかと

いう指摘もあり、また議論を組み立てる上で、農民を主体として捉える可能性についても考えてみるべきではないかという提案も出された。

2. 秋葉 淳 (AA 研共同研究員・千葉大学)

「百倍の混乱」：18 世紀オスマン朝カーディー制度の徴税請負制的構造

18 世紀末オスマン帝国の改革派ウラマー、タタールジク・アブドゥッラーはその意見書に、「カーディーの職階制はマドラサ教授の職階制よりも百倍混乱して無秩序である」と記した。彼の非難の主たる対象は、「不正」な手段でカーディーの地位を手に入れた多様な出自からなる人々であり、彼によれば、彼らは「賤しく無知な」人々をナーイブ（裁判官代理）として自分たちの任務を代行させていた。タタールジクはカーディー制度への異分子の侵入を問題視していたのだが、18 世紀のオスマン・イルミエ制度の特徴は、むしろ、そのような人々を高位官職から排除していたことにある。イスタンブルで貴族的なウラマー家系が権勢を振るっていた一方で、実際のカーディー職の任務はしばしばナーイブが代行し、彼らが特権的ウラマーを財政的にも支えていたのである。

本報告では、18 世紀のオスマン朝カーディー制度の最も重要な特質として、ナーイブへの委任が一般化したことに焦点を当てる。勅令、上申書、嘆願書、カーディーの任命台帳、シャリーア法廷台帳、意見書、史書など多様な史料を注意深く批判的に読むことを通じて、ナーイブ任命の構造を明らかにし、それがもたらした結果について考察する。

オスマン朝のカーディー職はマドラサ教授職とともに階層化され、シェイヒュルイスラームを頂点とする職階制（イルミエ制度）を構成していた。厳格な職階制は、過剰人員の制御と、特権的ウラマー層の地位保全という側面をもっており、これらが制度の変質の要因でもあった。すなわち、手数料収入をもたらすカーディー職は収入源として実際の任務と分離し、待任中、あるいは収入の少ない高位のウラマーに割り当てられるようになった。その結果としてナーイブ任命が普及することになるが、それは収入源として分与されたカーディー職にとどまらず、本来のカーディーが自分の官職をナーイブに委任することも広がった。その背景には待命期間の長期化に加え、多様な出自、職業の人間のカーディー職への流入があった。

ナーイブは名目的なカーディー職保持者に手数料収入を納付する義務があったが、18 世紀には、固定額による請負（iltizam）方式が普及した。両者の間には代理人や金融業者が介在しており、徴税請負制度ときわめてよく似た構造をもっていた。さらに、ナーイブの収入源の中では、徴税業務から得られる手数料が大きな比重を占めており、ナーイブの徴税官（徴税請負人）としての性格をよく示している。

ナーイブ任用は、基本的には高位のウラマーの経済的基盤を形成し、その特権の維持に寄与するものであったが、同時に、手数料収入という富の余剰に与る人間が増えたことをも意味し、国家の支配層の裾野の拡大という帰結をもたらしたと言える。